

令和3年12月13日

公 証 人 各 位

日本公証人連合会

総括理事 小坂敏幸

精神障害・知的障害のために意思能力が欠ける未成年者の親からの  
任意後見契約締結の申入れの扱いの変更について（通知）

標記の任意後見契約締結の申入れに対して、精神障害・知的障害のため意思能力が欠ける未成年者の両親の一方が子を代理し、他方の親が自らを任意後見受任者とする扱いに関し、令和3年10月6日付け総括理事通知「精神障害・知的障害のために意思能力が欠ける未成年者の親からの任意後見契約締結の申入れ」で通知したところですが、今般、法務省から、当該任意後見契約に係る任意後見登記の嘱託の取扱いについて利益相反行為に該当するか等の観点から検討中であるとの情報に接しました。これまで、このような任意後見契約に係る登記の嘱託が受け付けられていた実態もあったようですが、今後、こうした取扱いが改められる可能性があります。

ついては、当面、上記のような任意後見契約を締結するに当たっては、家庭裁判所において特別代理人の選任を受けた上、受任者とならない親権者の片方と特別代理人とが共同で未成年者を代理し、受任者となる親権者と任意後見契約を締結するといった慎重な対応が相当と考えられますので、お知らせします。

おって、既に上記の形式で任意後見契約を締結したものについての取扱い等、標記の任意後見契約の取扱いについては、今後、必要に応じて随時御連絡しますので、留意願います。

以 上